

原料原産地表示について

大阪府健康医療部
生活衛生室
食の安全推進課
食品表示グループ

本日の内容

1 原料原産地表示制度の変遷

2 原料原産地表示の表示方法

基本ルール

国別表示、国別重量順表示

中間加工原材料の表示方法

3 例外的な原料原産地表示の方法

又は表示、大括り表示、大括り表示+又は表示

個別規定のある5品目

食品表示基準別表第15の22品目

対象外食品

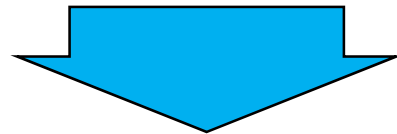
4 表示ラベルは常に見直しましょう

1 「原料原産地表示」制度の変遷

平成12年 JAS法（日本農林規格等に関する法律）において
一部の加工食品に原料原産地表示を義務付け

平成27年 食品表示法施行

平成29年 食品表示基準の一部改正



**国内で製造した全ての加工食品に
原料原産地表示が必要**

経過措置期間は令和4(2022)年3月末日まで

1 「原料原産地表示」と「原産国表示」の違い

	原料原産地表示	原産国表示
対象食品	国内で製造された加工食品【国内製造品】	国外で製造された加工食品【輸入食品】
表示する国	加工食品の原材料に使用された生鮮食品の原産国や、加工食品の製造国	当該加工食品の製造国

例 1) A 国産の豚肉を原材料にして、日本国内でハムを製造する場合

原料原産地：A 国

例 2) B 国で製造したハムを輸入し、国内でスライス、包装して販売する場合

原産国：B 国

2 表示方法の基本ルール

- ① 原料原産地名欄を設ける場合
「原料原産地名：国産（卵）」
- ② 原材料名欄に表示する場合
「原材料名：卵（国産）、……」

原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）を原料原産地表示の対象（対象原材料）とする。

②の場合は、原材料名に対応させてその原産地名を表示する。

※水、添加物以外の原材料のうち上位1位のもの

2 表示方法の基本ルール

まず、原材料の重量を確認する。

水や食品添加物以外で、もっとも重量割合が高い原材料が**対象原材料**となる。

パウンドケーキのレシピ	
無塩バター	100g
上白糖	100g
卵（L寸）	2個(120g)
薄力粉	100g
ベーキングパウダー	3g

対象原材料

食品添加物
(原料原産地表示の対象外)

2 表示方法の基本ルール

①原料原産地名の事項欄を設ける

名 称	焼菓子
原 材 料 名	卵、小麦粉、バター、砂糖／ベーキングパウダー
原料原産地名	国産（卵）
内 容 量	100g
賞 味 期 限	2022年3月28日
保 存 方 法	直射日光を避けて保存
製 造 者	株式会社ABC製菓 大阪府〇〇市〇〇 1 - 1 - 1

②原材料名欄の該当原材料名の後にカッコ書きで記載

名 称	焼菓子
原 材 料 名	卵（国産） 、小麦粉、バター、砂糖／ベーキングパウダー
内 容 量	100g
賞 味 期 限	2022年3月28日
保 存 方 法	直射日光を避けて保存
製 造 者	株式会社ABC製菓 大阪府〇〇市〇〇 1 - 1 - 1

2 表示方法の基本ルール

対象原材料が生鮮食品 **〇〇、〇〇産**
(例：国産、中国、中国産)

対象原材料が加工食品 **〇〇製造**
(例：国内製造、中国製造)

対象原材料が一つの国・地域で
生産・製造されたもの **国別表示**

対象原材料が複数の国・地域で
生産・製造されたもの **国別重量順表示**

2 表示方法 国別表示

(対象原材料が国産生鮮食品の場合)

国産、日本産、日本など、国産である旨を表示

原材料名 大豆（**国産**）、……

国産農産物の場合は都道府県名その他一般に知られている地名の表示も可能。「九州産」、「関東産」等の表示も国より狭い範囲なので可能。

原材料名 牛肉（**滋賀県産**）、……

国産畜産物の場合は主たる飼養地が属する都道府県名又はその他一般に知られている地名の表示も可能。

原材料名 さんま（**三陸沖**）、……

国産水産物の場合は水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖場が属する都道府県名若しくはその他一般に知られている地名の表示も可能。

2 表示方法 国別表示

(対象原材料が外国産生鮮食品の場合)

生産国名を表示

原材料名 ぶどう（アメリカ（カリフォルニア））、…

国名に地域名を併記することは可。ただし地域名のみは不可。

原材料名 豚肉（カナダ）、…

生産国名を日本語で表示する。
USAやNZ等は不可。米国や豪州等は可。

原材料名 ミナミマグロ（フランス（インド洋））、…

国名だけでは分かりにくい場合は、国名に水域名を併記可。
ただし水域名のみは不可。

2 表示方法 国別重量順表示

(対象原材料が複数国の生鮮食品の場合)

複数国の原材料を**混合して使用**する場合は、国別に重量割合の**高いものから順**に「、」で区切って国名を表示する。

原材料名 大豆（**国産、アメリカ**）、……

原材料名 豚肉（**カナダ、アメリカ、ブラジル**）、……

原材料名 豚肉（**カナダ、アメリカ、その他**）、……

3カ国以上ある場合は、3カ国目以降を「その他」と表示し、まとめて省略することもできる。

2 表示方法 中間加工原材料

- 対象原材料が中間加工原材料（加工食品の原材料となる加工食品）の場合には、中間加工原材料の名称に対応させてその**製造地**を表示する。
- 中間加工原材料が国産品の場合には「**国内製造**」、輸入品の場合には、「**〇〇（国名）製造**」と表示する。

原材料名 りんご果汁（**ドイツ製造**）、……

原材料名 小麦粉（**国内製造**）、……

国内で製造（製粉）された小麦粉は、「国内製造」と表示

原材料名 りんご果汁（**ドイツ製造、フランス製造**）、…

「**ドイツ、フランス製造**」は不可

2 表示方法 中間加工原材料

中間加工原材料の原料の原産地が、生鮮食品の状態まで遡って判明しており、根拠となる資料を有している場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該**生鮮食品と共にその原産地を表示することも可能**。

例) オランダ産とハンガリー産のりんごをドイツで搾汁し、りんご果汁として日本へ輸入し、原材料に使用する

例1 りんご果汁の製造地を表示する場合

原材料名 りんご果汁（ドイツ製造）、…

原料原産地名 ドイツ製造（りんご果汁）



例2 りんご果汁の原材料のりんごの産地を表示する場合

原材料名 りんご果汁（りんご（オランダ、ハンガリー））、…

原料原産地名 オランダ、ハンガリー（りんご）

2 表示方法 中間加工原材料が 輸入食品のときの注意点

- n 輸入食品の中間加工原材料の製造国は、通常、食品等輸入届出書に記載された製造所のある国となる。
- n 輸入された中間加工原材料に、国内他社が「製品の内容についての**実質的な変更をもたらす行為**」を行い、それを仕入れて中間加工原材料として使用する場合は、「**国内製造**」となる。
- n **切断、盛り合わせ、骨取り、冷凍、解凍、乾燥、塩水漬け、調味料等の軽微な添加、添加物の添加、殺菌、再加熱等の行為**は「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為（製造）」とはならず（「加工」に該当）、「国内製造」品には当たらない。

2 表示方法 誤表示の例（1）

アメリカ産の小麦を輸入し、日本国内で製粉したものを原料に使用する場合

誤った表示

× 原材料名 小麦粉（国産）、…

小麦粉は加工食品であるため、製造地を表示する場合は「〇〇製造」と表示する。

小麦粉（国産）と表示すると、「国産小麦を使った小麦粉」と誤認される恐れがある。

正しい表示

原材料名 小麦粉（国内製造）、…

製造地表示

原材料名 小麦粉（小麦（アメリカ））、…

**生鮮原材料に
遡って表示**

2 表示方法 誤表示の例（2）

オランダ産のりんごを輸入し、自社で搾汁した果汁を材料として別の食品を製造する場合

誤った表示

× 原材料名 りんご果汁（国内製造）、…

× 原料原産地名 国内製造（りんご果汁）

原材料は製造者が入手した状態（りんご）で表示するため、**りんごの原産地表示が必要になる**

正しい表示

原材料名 りんご（オランダ産）、…

原料原産地名 オランダ産（りんご）



3 例外的な原料原産地表示

「国別重量順表示」が不可能な場合には次の例外的な表示が認められる。

「又は表示」「大括り表示」「大括り＋又は表示」

【使用できる条件】

- ・産地の切り替えや、国別重量順の変動がある。
- ・個別規定のある5品目や、従来から原料原産地表示義務のある22食品群ではない。
- ・根拠資料等を保管し、行政機関の監視（立入検査）時には速やかに提示できる。

【根拠資料の保管期間】

- ①対象製品の賞味（消費）期限に加えて1年間
- ②砂糖や塩等、賞味期限の表示を省略している製品については、製造後5年間

3 例外的表示 「又は表示」

使用可能性のある複数国を、**使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示**する方法であり、過去の取扱い実績等に基づき表示する。

原材料名 豚肉（カナダ又はアメリカ）、…

原材料名 豚肉（アメリカ又は国産）、…

原材料名 豚肉（アメリカ又はカナダ又はブラジル）、…

原材料名 豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）、…



（以下のような注意書きを付記する必要がある）

※豚肉の産地は、**2020年**の取扱い実績順

※豚肉の産地は、**2022年**までの使用計画順

3 例外的表示 「又は表示」の注意点

- ・ **重量順位の変動や産地の切り替えが生じた際に、包材やラベルの変更が可能な場合は、「又は表示」の使用不可。**
- ・ 「**製造年、製造年度等から遡って3年以内の中での1年以上の実績**」又は新製品等で「**製造開始時から1年間以内の予定**」が必要。
- ・ 「A国又はB国」と表示した場合、その原材料の原産国は「**A国のみ**」、「**B国のみ**」、「**A国、B国の順**」、「**B国、A国の順**」のいずれかであることを表す。

表示されていない原料原産国の使用は認められない。

一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地は、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が**5%未満である旨を表示**する。

例) 「**大豆（アメリカ又はカナダ又は国産（5%未満））**」

※ 「大豆の産地順・割合は令和2年の使用実績」

3 例外的表示 「又は表示」で保管すべき資料

- ① 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）を示す資料
 - ア 表示をする時（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）
 - イ 産地別使用実績の基礎となる過去の一定期間又は産地別使用計画の基礎となる今後の一定期間（以下「過去又は今後の一定期間」という。）
- ② 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの**重量順位の変動**や**産地切替え**があることを示す資料
- ③ 過去の一定期間における**産地別使用実績**又は今後の一定期間における**産地別使用計画**をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか、等）で計上したかを示す資料
- ④ 過去又は今後の一定期間における原産地ごとの使用割合の順を示す資料
※過去の一定期間における産地別使用実績とは、表示しようとする時（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）から遡って3年以内の中での1年以上の実績に限る。

3 例外的表示 「大括り表示」

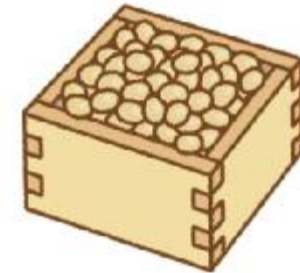
3か国以上から輸入されたものの場合、産地表示を「輸入」と括って表示する方法。

「外国産」、「外国」なども表示可能。
「EU産」や「南米産」などの表示も可。

原材料名 豚ロース肉（輸入）、……



原材料名 大豆（外国産）、……

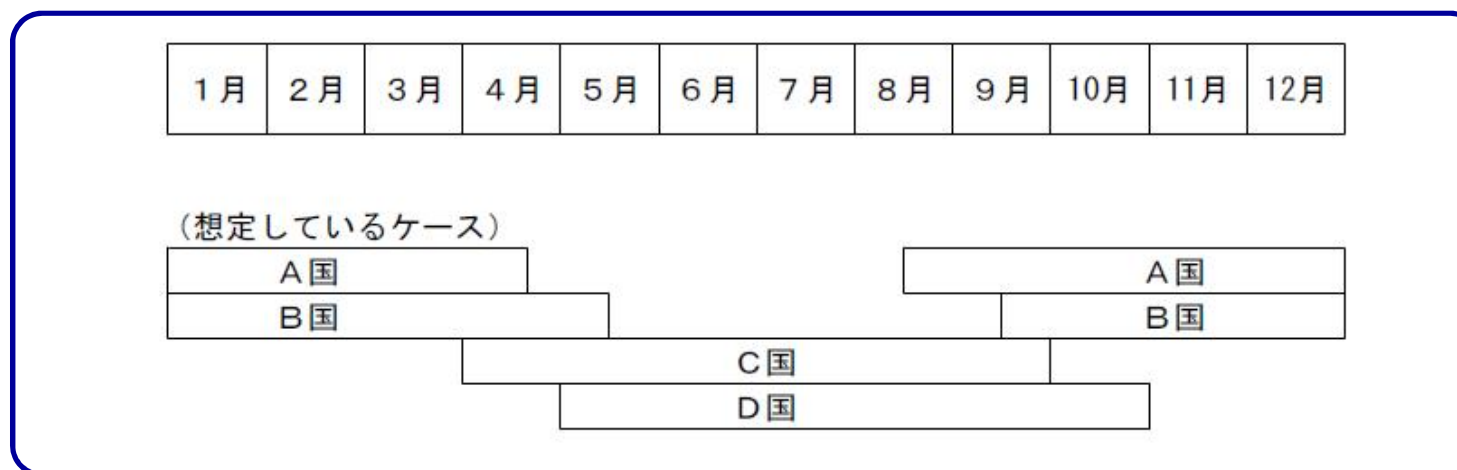


【使用できる条件】

- ・ **3か国以上**から輸入したものを使用している。
- ・ 製造日を含む1年間に、**産地切替えや重量順の変動**がある。
- ・ 根拠資料を保管し、行政機関の求めに応じて提示できる。

3 例外的表示 [参考] 「大括り表示」の解説

「3以上の外国の原産地」とは、例えば、ある農産物を年間を通じて安定的に調達するために、輸入先を北半球と南半球の複数国の間で時期により切り替えることなどにより、結果として、産地ごとの使用状況が「北半球の国のみ」、「北半球の国と南半球の国の混合」及び「南半球の国のみ」の間で切り替わるようなものを想定している。



(想定していないケース)



国別重量順表示が可能な原料調達状況にあるものの、「大括り表示」を行うためだけに、意図的にごく短期間だけ複数国から原料調達を行い、産地の切替え・混合をするようなことは、国別重量順表示が困難であるとは認められない。

3 例外的表示 「大括り表示」+「又は表示」

輸入品（合計）と国産を重量順に表示することが困難である場合、「**輸入又は国産**」などと表示することが可能。

原材料名 豚肉（輸入又は国産）、……

※豚肉の産地は、**2020年**の取扱実績順



- ・「大括り表示」が認められる条件を満たした上で、輸入品の合計と国産の重量順に変更があり、その都度包材やラベルを変更することが困難であるなど、「又は表示」の条件を満たす場合に限り認められる。
- ・この場合も、明確な根拠を持つ表示である旨の注意書きを付記する。
- ・「輸入又は国産」と表示した場合、
 - ①「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順」、「国産、輸入の順」の4通りの産地のパターンを表す。輸入の中の外国の順番も変動する。
 - ②過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画において、輸入品（合計）の方が国産よりも使用割合が多いことを表す。

3 例外的表示 個別規定のある5品目

以下の5品目は個別に原料原産地表示の規定を設け、対象となる原材料を定めている。

- ① **農産物漬物：上位4位**（又は内容重量が**300g**以下のものにあつては上位3位）かつ5%以上の原材料
- ② **野菜冷凍食品：上位3位**かつ5%以上の原材料
- ③ **うなぎ加工品：うなぎ**
- ④ **かつお削りぶし：かつおのふし**
- ⑤ **おにぎりののり：平成29年に追加**
【令和4年3月末まで経過措置期間】

- ・ かつお削りぶしのかつおのふしは中間加工原材料（加工食品）として製造地を表示する。
- ・ それ以外は原材料となる生鮮食品の原産地を表示する。

詳しくは、**食品表示基準第3条、第10条、別表第15**を参照

3 例外的表示 個別規定のある5品目（①農産物漬物）

名 称	福神漬
原材料名	大根（国産）、なす（国産）、うり（中国）、きゅうり（アメリカ）、しょうが、なたまめ、れんこん、漬け原材料（しょうゆ、砂糖、酢、食塩）
内 容 量	500g
賞味期限	2022年10月28日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください
製 造 者	〇〇漬物株式会社 大阪府△△市××町1-1-1

漬物の場合、「**原材料**」の**重量順第4位**までが原料原産地の表示対象となる。

（内容量**300g**以下の場合は、重量順第**3位**まで）

3 例外的表示

個別規定のある5品目（⑤おにぎりののり）

- ・ のりの原料となる原そうの原産地を表示する。

表示例：のり（国産）
のり（原そう（国産））



- ・ 国産品にあっては、次のような表示が可能。

国産、水域名、水揚げした港名、

水揚げした港や主たる養殖場が属する都道府県名等の地名



- ・ 輸入品にあっては、原産国名に加えて水域名を併記可能。

【注意】

- ・ 米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。
- ・ いわゆる「おにぎり」が対象。「おにぎらず」も対象になる。
- ・ 「おかず」と一緒に容器包装に入れた「おにぎり弁当」、巻きずし等は、本規定のおにぎりには該当しない。

従来から原料原産地表示義務のある農産加工食品群

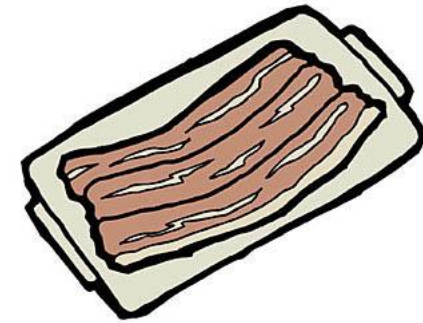
- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く）
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類ならびにあん
- 4 カットした野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
（異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実）
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖および黒糖加工品
- 9 こんにやく



**重量割合が50%以上
原材料の原産地表示が必要**

従来から原料原産地表示義務のある**畜産**加工食品群

- 10 調味した食肉
- 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 12 表面をあぶった食肉
- 13 フライ種として衣を付けた食肉
- 14 合挽肉その他異種混合した食肉



従来から原料原産地表示義務のある**水産**加工食品群

- 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及び
こんぶ、干のり、焼きのりその他干した
海藻類
- 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17 調味した魚介類及び海藻類
- 18 昆布巻
- 19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 20 表面をあぶった魚介類
- 21 フライ種として衣を付けた魚介類



**重量割合が50%以上
原材料の原産地表示が必要**

従来から原料原産地表示義務のある**その他**加工食品群

22 生鮮食品を異種混合したもので（1～21）以外のもの

【例】ねぎま串

焼肉セット（牛肉70%+鶏肉30%）

鍋物セット（生鮮食品のみで構成されるもの）等

**重量割合が50%以上
原材料の原産地表示が必要**



重量割合が50%以上の原材料がない場合は、22食品群には該当しない。他の食品と同様、最も重量割合の大きい原材料に、原材料表示をする。

「牛肉（生鮮食品）のみの焼肉セット」は
使用している**牛肉すべての原産地表示が必要**



3 例外的表示 原料原産地表示制度の対象外食品

- ①設備を設けて飲食させる場合（外食、イートイン等）
- ②食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
（いわゆるインストア製造・加工）
- ③不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。試供品等無償提供のみ）する場合
- ④容器包装に入れずに販売する場合（裸売り、量り売り等）
- ⑤食品添加物のみで構成された食品（食品添加物は対象外）

表示省略が可能

容器包装の**表示可能面積**が
おおむね**30cm²** 以下

表示可能面積は
「ラベル面積」ではない

表示可能面積 = 容器包装の表面で表示可能な面積

一辺 4 cm の正方形の封筒型 → 片面 **16cm²** × 2面 = **32cm²**

一辺 3 cm の立方体の箱型 → 1面 **9cm²** × 6面 = **54cm²**

4 表示ラベルは常に見直しましょう

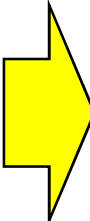
表示を作成したときには正しい内容であっても、その後に原材料などの変更があった場合、それに応じた表示が必要。

- ① 原料原産地が変わった場合
- ② 原料原産地の国別重量順が変わった場合
- ③ 原料原産地の国数が変わった場合

4 見直し

①原料原産地が変わった場合

アメリカ産大豆を使っていたが、カナダ産に切り替えた。

変更前			変更後	
原材料名	大豆 (アメリカ)、		原材料名	大豆 (カナダ)、

レシピが変わらなくても、仕入状況によって原料原産地が変更になることはよくあるので注意!!

4 見直し

②原料原産地の国別重量順が変わった場合

原料大豆は、アメリカ産、国産、カナダ産の順であったが、カナダ産の割合が国産より多くなった。

変更前	
原材料名	大豆（アメリカ、 国産 、 カナダ ）、…



変更後	
原材料名	大豆（アメリカ、 カナダ 、 国産 ）、…

変更前	
原材料名	大豆（アメリカ、 国産 、 その他 ）、…



変更後	
原材料名	大豆（アメリカ、 カナダ 、 その他 ）、…

「その他」と表示できるのは重量順第3位以下

4 見直し

③原料原産地の国数が変わった場合

原料大豆は、アメリカ産、カナダ産、中国産を使用し、大括り表示をしていたが、中国産の使用をやめた。

変更前		変更後	
原材料名	大豆（輸入）、…	原材料名	大豆（アメリカ又はカナダ）、…
		令和〇年度使用実績	

「大括り表示」ができるのは、
3か国以上の外国のものを使用している場合